

資料 7

R6④子ども・子育て会議

R7.2.25

令和7年度京田辺市特定教育・保育施設の利用定員の設定等について

1 利用定員について

平成27年4月1日にスタートした子ども・子育て支援新制度では、あらかじめ子ども・子育て会議の意見を聴取した上で、市長が幼稚園や保育所などの特定教育・保育施設¹の利用定員を定めることとされています。

2 利用定員の設定に係る国の考え方

- ・認可定員²の範囲内で実情に応じて設定する（ただし、具体的な人数設定に関する全国一律の基準は設けない。）。
- ・認定区分ごとに設定することを基本とするが、年齢別など更に細かい区分で設定することも可能。

3 令和7年度における利用定員の設定等

①市立認定こども園の新設

- ・幼保連携型認定こども園「京田辺市立河原こども園」

(単位：人)

利用定員						認可定員	
区分	1号認定	2号認定	3号認定		合計		
			0歳児	1・2歳児			
新規	15	130	18	67	230	230	

設定理由：令和7年4月開園予定。認可（届出受理）済。

¹ 幼稚園・保育所・認定こども園のこと。

² 特定教育・保育施設の設置にあたり、都道府県知事に認可された定員のこと。

②市立幼稚園・保育所の廃止

- 幼稚園「京田辺市立田辺東幼稚園」

(単位：人)

利用定員						認可定員	
区分	1号認定				合計		
		3歳児	4歳児	5歳児			
廃止	80	20	30	30	80	90	

廃止理由：令和7年4月閉園。届出済。

- 保育所「京田辺市立河原保育所」

(単位：人)

利用定員					認可定員	
区分	2号認定	3号認定		合計		
		0歳児	1・2歳児			
廃止	145	18	67	230	230	

廃止理由：令和7年4月閉園。届出済。

- 保育所「京田辺市立南山保育所」

(単位：人)

利用定員					認可定員	
区分	2号認定	3号認定		合計		
		0歳児	1・2歳児			
廃止	0	0	40	40	40	

廃止理由：令和7年4月閉園。届出済。